

令和7年度

事業計画書

法人名

社会福祉法人 栃木老人ホーム

I はじめに

長年の懸案事項であった老朽化した施設の建て替えについては、令和3年3月18日の理事会において、「社会福祉法人栃木老人ホーム養護老人ホームあずさの里整備方針」を決定し、令和6年度中の完成を目指して推進してきた。

そして、養護老人ホームあずさの里は、令和7年3月1日、養護老人ホームいぶきの里と名称を変更し、地域密着型特別養護老人ホームを併設した複合的な施設として開設となった。

今後においては、新施設が、吹上公民館の隣接地であることの地の利を生かし、吹上公民館並びに吹上地域包括支援センターと連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの一角を担う吹上地区の拠点施設として、活動を推進していく必要がある。

また、平成18年7月、入所者の安全、安心、快適な生活を目指し、全職員で実践することにより、入所者の「笑顔と満足」を実現することを目的として、「あずさの里の理念」を定め、職員一丸となって日々精進するものとした。

これは、「理念」という名称を用いているものであるが、いわば職員の行動規範であり「戒め」でもあって、その内容は、創業者である平岩幸吉氏の「創業の精神」及び「社会福祉法人の責務と基本目標」に通じるものである。

そのため、栃木老人ホームいぶきの里で働く職員は、今後も職員の行動規範である「あずさの里の理念」を念頭に、職務に当たるものとする。

重点項目

- (1) 利用者が、安心して、楽しく、生きがいを持って、尊厳のある生活を送っていただくよう、適時適切な生活支援と自立に向けた支援に努める。
- (2) 養護老人ホームいぶきの里の高い入所率を維持するとともに、特別養護老人ホームいぶきの里の早い段階での3ユニット目の開設に努める。
- (3) 利用者の安全確保のため、生活環境の点検や消防計画に基づく安全点検、消防訓練等を引き続き実施し、施設の安全確保に努める。
- (4) 感染症対策としては、各棟、各ユニットのエリアわけが容易な住環境にあることから
- (5) 介護人材が不足している中、適切な人材を確保するとともに、職場内外の研修の充実や資格取得の奨励により、専門性豊かな人材育成に努める。
- (6) 隣接地である吹上公民館と連携し、地域福祉の拠点施設として、地域住民との交流事業や、ボランティア団体の慰問等を積極的に受け入れ、地域との共存性の向上に努める。

Ⅱ 養護老人ホームいぶきの里 事業計画

1 施設運営方針について

方針① 行き場のない高齢者を、理由を問わず受け入れる「断らない」施設運営
「できません」ではなく「どうしたらできるのか。」考える施設を目指します。

また、介護度によらず事情を抱えた高齢者を幅広く受け入れします。

方針② 精神疾患、迷惑行為など困難事例案入所者をはじめとしたすべての入所者を人として尊重し、人間らしい生活ができるようサポートする施設運営

利用者の意思をくみ取り、それぞれが望む生活を提供します。

入所事前情報や入所後の本人からの新たな情報などを職員が把握、共有しました、支援員が生活相談員と連携することで、より個人を尊重したサポートを行います。

方針③ 入所者それぞれのニーズに合わせたサービスを提供する入所者ファーストの施設運営

各個人の状況に合わせたサービスを提供します。入所者ができるところとできないことを正確に見極め、多職種との連携により入所者の課題やの目標サービス内容を評価し、各部署と共有します。

方針④ 明るく家庭的な雰囲気と、地域や家庭との絆を大切にした施設運営
入所者に寄り添うきめ細やかなサービスケアを行います。

スタッフが常に「入所者＝自分の家族」の意識を持ち、家にいるような穏やかな環境づくりを徹底します。

方針⑤ 多様な生活課題を抱える支援を必要とする高齢者の「最後の砦」としての施設運営

課題に対して、“あきらめない施設”を目指します。

支援、看護などの各専門職が協力、相談することで、課題に対し多角的に検討し、困難な問題に対しても取り組むものとします。

2 利用者処遇について

養護老人ホーム利用者の安全と満足を提供するため、利用者の意向をとりいれた年間処遇計画の下、四季折々の行事を計画的に実施し、利用者の生きがいがづくりや楽しみの時間を積極的に提供するとともに、人権やプライバシーを尊重しながら、温もりの感じられる家庭的な雰囲気で施設生活が送れるような支援をします。

3 介護保険の活用について

- (1) 介護保険サービス利用者については、介護保険サービスの適切な活用を図り、介護サービス担当者会議等の結果を踏まえたケアプランに基づき、利用者の身

体介護、生活援助等の適正な訪問介護サービスによる快適な生活の提供に努めます。

4 健康管理及び保健衛生について

- (1) 常に利用者の脈拍、呼吸、体温、血圧等のバイタルサインの正確な観察と測定に努め、看護師の専門的知識を活かし、緊急時の的確な対応に努めます。
- (2) 週1回の嘱託医による往診や必要時の往診を含め、疾病の早期発見と早期治療に努めます。
- (3) 施設内での感染予防対策については、利用者だけではなく職員一人ひとりが、日常的に基本的な感染予防対策を実践することにより、罹患しないよう努めます。また、「感染症対策委員会」及び「感染症対策訓練」を定期的を開催して、感染症の予防と発生時の対応についても万全を期します。
- (4) 定期健康診断を年2回、レントゲン検診、予防接種等(新型コロナワクチン、インフルエンザ)を行い、また日々の健康管理(体重、血圧測定等)を定期的に行い、健康状態の把握に努めます。
- (5) 利用者の罹患の状態に応じて、嘱託医の指示のもと、総合病院等を受診し、早期治癒に努めます。

5 食事・栄養管理について

- (1) 厚生労働省が定める基準を踏まえ、1日の栄養摂取量の目安を1,600kcalとし、栄養のバランスを考慮した献立を作成し健康管理に努めます。
- (2) 利用者の楽しみである食事については、四季折々の行事食、いぶき御膳の他、利用者の好みで選べる選択食、日本各地の郷土料理を味わえるご当地メニュー、要望の多いおやつを提供するおやつデーを取り入れて変化に富んだ食事の提供に努めます。
- (3) 疾病がある利用者には医師及び看護師の指示に基づき、病状や摂取状況に合わせた特別食の提供に努める他、嚥下や飲み込みに障がいがある利用者にはペースト食で提供をする等、体重管理をしながらその人の状態に合わせた食事形態での提供に努めます。
- (4) 利用者の嗜好調査や残飯調査等を行い、嗜好の把握に努め献立に工夫をし、喜ばれる食事の提供に努めます。
- (5) 厨房、食堂等の衛生管理、食材の管理に充分注意し、感染症や食中毒等の防止に努めます。

6 教養娯楽について

- (1) 「健康で楽しい豊かな生活を過ごす」をモットーに、誰もが気軽に参加できる各種サークル活動を取り入れ、利用者の心身の健康増進と利用者間の親睦に努めます。

- (2) 恒例の楽器レッスン会(毎月1回)、喫茶コーナー(年9回)、移動販売車による買い物(隔週1回)、買い物代行サービス(月1回)書き方教室、囲碁将棋クラブ(毎月1回)ゴルフ大会(検討中)、輪投げ大会(年6回)、カラオケ大会(適時)等を開催するよう努めます。
- (3) 地域の交流やボランティアの受け入れを積極的におこない、社会との繋がりへの参加意識を高めます。
- (4) 利用者の健康を保つため、心のケアを中心とした傾聴ボランティアを受け入れし、穏やかな生活が出来るよう努めます。

7 地域交流事業について

- (1) 創立記念行事の地域交流お花見会については、いぶきの里でどのように行っていくか実施内容を再確認し、今後のいぶきの里の有り方を構築して行きます。また、納涼祭、体育祭等、各種行事については、感染症の発生状況を見極めながら、地域の高齢者やボランティアの参加を呼びかけ、利用者の自立と社会参加意識の高揚に努めます。

8 防火安全対策について

- (1) 消防計画、風水害等対策計画及び事業継続計画に基づき、火災だけではなく非常災害発生時には、利用者の生命を第一と考えた安全対策を講じるとともに適切に事業を継続します。
- (2) 消防署員の指導のもとに消火訓練、消防訓練(夜間消防訓練)を実施する。
- (3) いつ発生するか予測ができない地震等の自然災害に備えるため、非常災害対策訓練を実施します。
- (4) 大規模災害や感染症クラスターの発生後に、滞りなく事業を継続するため、事業継続訓練を実施します。
- (5) 訓練の結果を踏まえ、各種計画をより実効性の高いものとします。
- (6) スプリンクラーや自動火災報知設備等の消防設備の保全に努めます。
- (7) 夜間における非常時に対応できるように、職員及び利用者の体制づくりを定期的に実施します。

9 職員研修について

- (1) 養護事業、特定施設入居者生活介護事業及び訪問介護事業等の各種事業に的確に対処できる体制づくりの構築を図るため、職員に求められる基本的な資質能力を修得し、担当業務や立場・役割に応じた職務遂行能力を発揮できるようにします。新任職員には基礎や基本の修得、中堅職員には自律的に問題解決できる能力、指導的職員にはリーダーとしてチームをまとめ職員を指導できる能力に関わる各種研修などに積極的に参加します。

また、各種研修の成果を職場内研修につなげることにより、専門的知識や

支援・介護技術を職員全体の資質の向上に努めます。特に、虐待防止に係る研修は、積極的かつ定期的に職場内外研修に取り組み職員の意識の向上に努めます。

10 苦情・相談窓口について

利用者の相談、苦情への対応については、相談担当職員の研修等への積極的な参加を奨励して資質の向上を図ることにより、利用者の不平不満の解消に努めます。

Ⅲ 特別養護老人ホームいぶきの里 事業計画

1 施設運営方針について

創業の精神や社会福祉法人の責務及び基本目標に基づくとともに、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを提供し、地域に根差した、小規模でより家庭的な雰囲気を持つ地域密着型特別養護老人ホームとしての特性を活かした施設運営に努めます。

方針① 専任スタッフと少人数のご利用者で各ユニットを構成し、家庭と同様穏やかな環境を創出します。

集団ケアではなく、個別ケアを目指す中で、ユニットごとに画一的ではなく、担当職員によっても異なる雰囲気が生まれ、相互が密接に影響しあう環境をつくります。

方針② 利用者一人ひとりに寄り添った、食事や入浴、排せつなど、きめ細やかなサービスを、利用者ファーストで提供します。

利用者の日々の生活を観察し、定期的にご家族に報告するとともに、ご家族の意見や意向に耳を傾け、最適な介護を実施します。

方針③ プライバシーを確保するとともに、虐待や身体拘束をなくし、人としての尊厳を守ります。

利用者本人が慣れ親しんだものや大切なものを持ち込めて、自宅に居たときに近い状況の自分の居場所を提供することにより、自分らしく充実した日々を送れる環境をつくります。

方針④ 日常生活にレクリエーションやリハビリ体操を取り入れることで、体を動かす機会を提供し、日常生活動作の維持向上を図ります。

ADL（日常生活動作）の維持などを目的に、健康で生きがいを持ちながら生活することにより、暮らしを継続していけるようサポートをします。

方針⑤ 嘱託医との連携のもと、経管栄養、尿管カテーテルなど、利用者の健康状態に応じた医療的ケアやターミナルケアを行います。

終末においても在宅の時と同じように、地域との関わりを持ちながら生活できる、終の棲家としての役割を担います。

2 利用者の処遇について

自立したその人らしい暮らしを支援するために、生活の匂いのする空間をつくります。

このことを実現するためには、利用者一人ひとりにその人らしく生きるという能力を発揮していただく必要があり、その能力はくつろげる環境のもとで、個人としての尊厳を損なわれることなく、生活の様々な場面において出番や役割があるという条件の中で引き出されます。

施設ゆえの団体生活で、利用者を不当に規制することなく、その人らしい生活を尊重した支援をします。

また、自立した生活を継続するためには、健康・安全・安心とプライバシーの保護が必要であることを認識し、介護と看護がともに連携をとり、質の高いサービスを提供していきます。

3 健康管理及び保健衛生について

利用者の健康を効果的に管理し、安心して生活が送れるよう支援します。

また、疾病の早期発見・早期対応を行うために、嘱託医・医療機関との連携を密に行い、医療・福祉の一元的なサービスの提供に努めます。

(1) 日常の健康管理

利用者の健康状態を把握し、嘱託医及び協力医療機関への連絡、スタッフ間の連携を図り、柔軟な対応で健康管理に努めます。

また、体重及び血圧測定等を定期的に行い、利用者の健康状態の把握に努めます。

(2) 医師の診察及び通院

週1回以上の嘱託医の往診により、利用者の診察を行います。

(3) 定期健康診断の実施

すべての利用者に、レントゲン検診を含む定期健康診断や予防接種等（新型コロナウイルス・インフルエンザワクチン）を行います。

(4) 感染症の対策

利用者だけではなく職員一人ひとりが、日常的に基本的な感染予防対策を実践することにより、罹患しないように努めます。

また、マニュアルを作成し、感染症対策委員会を定期的を開催して、感染症の予防と発生時の対応についても万全を期します。

(5) 夜間緊急対応

夜間、看護師のコール体制、緊急時のマニュアルの手順により、利用者の容体急変に対応します。

また、必要に応じて、配置医師による夜間の往診を行います。

(6) 職員の健康管理

年1回（宿直及び夜勤をする介護職員は6か月に1回）の職員健康診断を実施するとともに、日々職員の健康管理に努めます。

また、腰痛に関しては、問診及び検査も行います。

4 食事・栄養管理について

厚生労働省が定める基準を踏まえ、1日の栄養摂取量の目安を1,500～1,600kcalとし、栄養バランスを考慮した献立により健康管理に努めます。

食事をひとつの楽しみにしていただくために、利用者の嗜好調査等を行う

ことにより嗜好の把握に努め、また、四季折々の行事食や郷土料理を味わえるご当地メニュー等も取り入れるなど、変化に富んだ献立を作成します。

また、疾病のある利用者には医師及び看護師の指示に基づき、病状や摂取状況に合わせた特別食の提供に行うほか、体重管理をしながら、その人の状態に合わせた食事形態での提供を実施します。

また、厨房食堂等の衛生管理、食材の管理に充分注意し、感染症や食中毒等の防止に努めます。

5 地域交流事業及び余暇活動・行事について

季節感を味わっていただくために、季節の行事を実施するとともに、利用者の心身の健康増進と利用者間の親睦に努め、健康で楽しく豊かな生活を送れるように努めます。

また、地域交流お花見会、納涼祭、運動会等各種行事については、感染症の発生状況を見極めながら、地域の高齢者やボランティアの参加を呼びかけ、利用者の自立と社会参加の意識の高揚に努めます。

6 防災安全対策について

- (1) 消防計画、風水害対策計画及び事業継続計画に基づき、火災だけではなく、非常災害発生時には、利用者の生命を第一と考えた安全対策を講じるとともに、適切に事業を継続します。
- (2) 消防署員の指導のもとに、消火訓練、消防訓練（夜間消防訓練）を実施します。
- (3) いつ発生するか予測できない地震等の自然災害に備えるため、非常災害対策訓練を実施します。
- (4) 大規模災害や感染症クラスターの発生後に、滞りなく事業を継続するため、事業継続訓練を実施します。
- (5) 訓練の結果を踏まえ、各種計画をより実効性の高いものとします。
- (6) スプリンクラーや自動火災報知設備等の消防設備の保全に努めます。
- (7) 夜間における非常時に対応できるように、職員及び利用者の体制づくりを定期的実施します。

7 苦情・相談窓口について

利用者やご家族からの相談にはその都度対応し、利用者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、日常の相談とは別に、特に、ご要望・苦情に関しての意見箱を設置した窓口を設け、サービスの向上と改善を図ります。

8 会議・委員会・研修等について

より良いサービスを提供していくために、会議・委員会・研修等を充実させていきます。

また、職員一人ひとりの職員の資質向上を図り、責任をもって職務に従事できるよう、各種研修会への参加を推進します。

(1) 会議

ケア会議、サービス担当者会議、リーダー会議、入居検討会議等

(2) 委員会

安全対策委員会、身体的拘束等適正化委員会、感染症対策委員会、虐待防止対策委員会、褥瘡対策委員会等

(3) 研修等

介護福祉施設の職員として、一人ひとりが責任をもって職務に従事できるよう、職場内での研修や、栃木県社会福祉協議会、栃木県老人福祉施設協議会など、外部機関が実施する研修に参加し、職員のレベルアップを図ります。

また、各種研修の成果を職場内研修につなげることにより、専門的知識や支援・介護技術が職員全体の資質向上になるように努めます。

特に、虐待防止に係る研修は、積極的かつ定期的に職場内外研修に取り組み、職員の意識の向上を図ります。

令和7年度行事計画書

月	行事	行事食	役員会	保健衛生	その他の行事等
4月	養護 栃木老人ホーム創立記念	お花見弁当・おやつデー	理事会		・社会福祉業務指導監査
	特養 お花見ドライブ				・特定施設入所者生活介護 訪問介護指導監査
5月	養護 春の散策会	選沢食 端午の節句メニュー (柏餅は特養のみ)	監査会		・リーダー会議 (毎月)
	特養 吹上小中運動会見学	おやつデー 喫茶コーナー			・感染症、安全、虐待防止対策
6月	養護 消防訓練	ご当地メニュー おやつデー	理事会・評議員会		・身体的拘束適正化委員会 (年4回以上)
	特養 あじさいドライブ	喫茶コーナー			・介護力向上研修 (随時)
7月	養護 お盆迎え	選沢食 おはぎ食 おやつデー		細菌 (赤痢等) 検査	・ケア会議 (随時)
	創設者「平岩幸吉氏」墓参	喫茶コーナー セタメニュー			・介護サービス担当者会議 (随時)
8月	特養 七夕・土用の丑の日	セタメニュー (そうめんは特養のみ)			・誕生会 (毎月) ご当地メニューにて
	養護 七夕まつり・納涼祭	ご当地メニュー セタメニュー おはぎ食		定期健康診断	・利用者との懇談会 (毎月)
9月	特養 夏祭り (縁日)	納涼祭メニュー・くずもちは特養のみ		胸部レントゲン検査	・楽器レッスン (毎月)
	養護 慰霊祭・墓参	選沢食 防災非常食メニュー	理事会		・ラジオ体操 (週5回)
10月	特養 敬老の日式典及び敬老会	十五夜メニュー おはぎ食 敬老の日メニュー			・お楽しみカラオケ会 (随時)
	特養 敬老会・彼岸	おやつデー 喫茶コーナー			・囲碁将棋クラブ (毎月)
11月	養護 体育祭・秋の散策	ご当地メニュー おやつデー			・書道教室 (毎月)
	特養 運動会・ハロウィンパーティー	喫茶コーナー			・ゴルフ大会 (準備が整ったから開始)
12月	養護 家族懇談会及び交流会	選沢食 おやつデー		インフルエンザ予防接種	・輪投げ大会 (年6回)
	特養 非常災害対策訓練	喫茶コーナー おやつデー			・移動販売車による買い物 (毎週火曜日金曜日)
1月	養護 いぶきカフェ (家族交流会)	おやつバイキング (特養のみ)			・買い物代行サービス (月1回)
	特養 クリスマス会	ご当地メニュー 冬至メニュー おやつデー			・嘱託医の診察 (毎週月曜日養護・金曜日特養)
2月	養護 クリスマス会	クリスマスメニュー年越しソバ 喫茶コーナー		定期健康診断	・血圧測定 (毎日)
	特養 新年会	選沢食 おせち料理 小正月メニュー			・体重測定 (月1回)
3月	養護 新年会	七草かゆ おやつデー			・協力病院の受診 (随時)
	特養 節分豆まき	ご当地メニュー 節分メニュー			・消防防災機器点検 (毎月)
備考	養護 節分豆まき	おやつデー 喫茶コーナー			・利用者に向けた生活習慣についての研修 (随時)
	特養 ひな祭り・墓参	選沢食 ひな祭りメニュー おはぎ食	理事会		・傾聴ボランティア (月1回)
	特養 ひな祭り	おやつデー 喫茶コーナー			・おやつデー (月1回)
		・感染予防対策をしながら施設内行事を実施する			